

286—2121

令和4年12月28日

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長
(公 印 省 略)

「医療非常事態宣言」の発令に係る周知について（依頼）

拝啓 時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県内では、「第8波」による感染者の急増で、病床使用率も50%に近づき、医療提供体制がひっ迫しつつあることから、昨日から県独自の「医療非常事態宣言」を発令しております。また、これに伴い、下記のとおり、県民の皆さまに向けた行動要請等を一部変更しております。

つきましては、各団体におかれましても、重症化リスクの高い高齢者を感染から守り、地域医療を維持していくため、引き続き、行動要請等への御理解・御協力をお願いします。（年末年始の期間中も最大限の警戒感を持って、感染防止対策の徹底をお願いします。）

併せて、貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 主な行動要請

項目	医療緊急警報（12/9～）	医療非常事態宣言（12/27～）
外出・移動	混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は <u>慎重に判断を</u>	混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は <u>控えて</u>
会食	感染リスクの高まるような大人数、長時間での会食は控えて	変更なし
高齢者施設等の面会	対面での面会を制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）	変更なし
イベント	国基準に沿って開催	変更なし

※詳細は別添資料「県民の皆さまへのお願い」を御参照ください。

2 要請期間

令和4年12月27日（火）から令和5年1月26日（木）を目途
（終期は、医療のひっ迫状況等を見極めて判断）

3 その他

年末年始の期間中に発熱外来が可能な医療機関について、別添「年末年始啓発チラシ」裏面のとおり一覧表を作成しております。また、「来県者向け啓発チラシ」も作成しておりますので、併せて周知をお願いします。

(文書取扱 建築住宅課)

担 当：【宅地建物取引業関係】
宅地審査担当：堀内
【県営住宅指定管理関係】
公営住宅担当：柳田
【その他】
建築指導担当：藤近
連絡先：0985-26-7195